

令和6年第3回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令和6年6月21日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	6月21日午後2時0分宣告（第4日）
出 席 議 員	<p>1 番 関 順 子                      2 番 須 藤 啓 二</p> <p>3 番 岩 崎 真 滋                  4 番 長 良 俊 一</p> <p>5 番 山 本 隆 史                  6 番 稲 月 敏 子</p> <p>7 番 植 田 い ず み              8 番 山 口 昌 亮</p> <p>9 番 井 戸 太 郎                  1 0 番 山 田 仁 樹</p> <p>1 1 番 森 田 勝                    1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<p>町 長                                  西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長                              植 田 充 彦</p> <p>教 育 長                              上 田 薫</p> <p>理 事                                  寺 口 浩 代</p> <p>総 務 部 長                            山 崎 孔 史</p> <p>住 民 福 祉 部 長                      松 本 光 弘</p> <p>事 業 部 長                            西 岡 勝 三</p> <p>教 育 部 長                            川 西 貴 通</p> <p>政 策 推 進 課 長                      浦 井 久 嘉</p> <p>総 務 防 災 課 長                      岡 田 康 裕</p> <p>住 民 生 活 課 長                      木 崎 広 親</p>
本会議に職務の ため出席した者 の職氏名	<p>議 会 事 務 局 長                      浅 井 利 育</p> <p>主 幹                                  高 橋 恭 世</p> <p>主 査                                  竹 村 恵</p>
町 長 提 出 議 案 の 題 目	議案第38号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議 員 提 出 議 案 の 題 目	<p>発議第 4 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）</p> <p>発議第 5 号 選択的夫婦別姓等、夫婦の氏に関する制度のあり方について議論の推進を求める意見書（案）</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和 6 年 第 3 回 ( 6 月 )

平群町議会定例会議事日程 ( 第 4 号 )

令和 6 年 6 月 2 1 日 ( 金 )

午後 2 時開議

- |       |           |  |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 |           | 諸般の報告  |
| 日程第 2 | 議案第 3 8 号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 発議第 4 号   | 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書 ( 案 )  |
| 日程第 4 | 発議第 5 号   | 選択的夫婦別姓等、夫婦の氏に関する制度のあり方について議論の推進を求める意見書 ( 案 )                              |
| 日程第 5 |           | 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙  |
| 日程第 6 |           | 委員会の閉会中の継続調査の件   |

再 開 （午後 2 時 0 0 分）

○議 長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は 12 名で定足数に達しておりますので、令和 6 年平群町議会第 3 回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりです。日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第 1 諸般の報告を行います。

6 月 20 日に開催されました公共交通対策特別委員会の報告を求めます。馬本公共交通対策特別委員会委員長。

○公共交通対策特別委員長（馬本隆夫）

それでは、報告をさせていただきます。

去る 6 月 20 日木曜日午後 2 時より公共交通対策特別委員会を開催いたしました。案件につきましては、令和 5 年度事業報告について、令和 5 年度収支決算報告について、それと NC バス株式会社の申入れについてであります。当局より説明をもらい、協議を行いました。その結果、7 月 27 日に開催される平群町内における公共交通ネットワークの懇談会までに本委員会を 2 回開催することとし、1 回は事業者に来ていただき、説明を求めることとなりました。

以上のとおり、公共交通対策特別委員会の報告とさせていただきます。

以上であります。

○議 長

ありがとうございます。

続きまして、副町長より発言を求められておりますので、発言を許可します。

副町長。

○副町長

それでは、貴重なお時間を頂きまして報告をさせていただきます。

職員のマスクの着用と、各課に設置しておりますパーティションについてでございます。

新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行した 5 月 8 日以降も職員の執務時間中のマスク着用を継続してまいりましたが、この 7 月 1 日より、マスク着用につきましては、職員個人の判断ということにさせていただきます。

それと、執務室のパーティションでございますが、窓口の接客カウンターの部分を残しまして、基本、それ以外の執務室の間仕切りにつきましては撤去したいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございます。

このコロナ対応の件について、議場でのコロナ対応について報告させていただきます。

議会でもですね、町のほうのこの対応を受けてですね、私と副議長で協議をいたしまして、議会も合わせて対応したいということで報告いたします。

新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが昨年5月8日に2類相当から5類感染症に引き下げられました。そして、平群町議会では、もともと令和2年9月に策定した平群町議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアルを見直してですね、新型コロナウイルス感染症対応として、町の対応も考慮した内容で感染予防の取組を継続してきました。そして今、副町長から報告ありましたように、町としても7月1日から取組内容を改めるということで報告がありましたが、その報告を受けて、先ほども言いましたように、正副議長で協議した結果ですね、議会としても、新型コロナウイルス感染症対応は6月末をもって廃止することにしました。これに伴い、次の議会からですね、傍聴席の定員は記者席も含めて27席になり、コロナ禍前に戻ります。また、議員席と理事者側席に設置しているパーティションは取り外すこととします。ただし、議場内のマスク着用については個人の判断によることとしますので、当分の間、議会ごとにマスクの着用を許可することといたします。

以上、次の議会からの対応になりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、事業部長より発言を求められておりますので、発言を許可します。事業部長。

○事業部長

すみません、貴重な時間を頂きありがとうございます。

5月の臨時議会で可決いただきました観光費のインバウンド需要の消費拡大や地域への波及効果等について調査検証する特別体験事業5,100万円の補正予算について御報告をさせていただきます。

この事業につきましては、補正予算の可決後、公募型プロポーザルにより募集を行ったところ、株式会社JTB奈良支店の1社のみ参加表明がありましたが、その後、青森市が発注する新型コロナウイルスの感染症患者の移送業務において、株式会社JTBの談合が発覚したことから、平群町においても、5月

3 1日付で6か月間の指名停止となったため、参加表明のあった株式会社JTBの奈良支店については失格といたしました。

その後の対応としまして、事業を進めるに当たり、改めて事業者を選定する必要があり、観光庁に対しまして補助メニューの一部変更や事業の繰越しについて協議を行ってまいりましたが、補助メニューの変更は認められず、繰越しについても、国の繰越し予算であることから認められませんでした。

以上のようなことから、補助メニューの変更が認められない状況では新たに事業者の選定はできず、定められた事業期間内の実施についても困難であることから、残念ながら、特別体験事業の実施については断念せざるを得ないと判断をいたしました。なお、関係の信貴山のお寺や千光寺などの団体には先般、説明とおわびに伺ったところでございます。

今回の特別体験事業につきましては、補正予算で可決いただいたにもかかわらず、このような結果となり、申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長

ありがとうございます。

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第2 議案第38号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第38号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。植田議員。

○7番

今、部長のほうから説明があったんですけども、1点ね、今回の改正で、住民さんの的には何か大きく変わるものがあるとか、不利益が生じるとか、そういうものなのかそうでないのか、その点だけ確認をしたいと思います。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

今回の改正によって住民に不利益が生じるということはありません。  
以上です。

○議 長  
ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長  
ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長  
ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第38号について採決を行います。  
本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異  
議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長  
異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きまして  
日程第3 発議第4号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求め  
る意見書（案）  
を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長  
それでは朗読いたします。  
発議第4号  
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）  
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定によ  
り提出する。

令和6年6月21日

提出者 植 田 いずみ  
賛成者 須 藤 啓 二  
" 稲 月 敏 子

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）

国連で1979年に採択された女性差別撤廃条約は、ジェンダー平等を実現するための最も重要な国際基準であり、日本は1985年に批准している。

その後、女性差別撤廃条約の実効性を担保するために、付属の条約として1999年に国連で採択されたのが「選択議定書」である。選択議定書を批准すれば、条約上の権利を侵害され、性差別を受けたにもかかわらず国内で救済されなかった人が、国連の女性差別撤廃委員会に「個人通報」することが可能になる。通報を受けた委員会は、それが条約上の違反に当たると認定すれば当事国に対して見解を出し、勧告することができる。このことは、法改正や司法の判断への影響を通じて、女性差別撤廃条約の内容が確実に、私たちの暮らしに届く契機になる。

しかし、現在、女性差別撤廃条約の締約国189カ国中115カ国が選択議定書を批准している中で、日本はいまだ批准していない。

国は、第5次男女共同参画基本計画において「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としているが、すでに20年余り「検討」以上の進展がなく、このままでは日本のジェンダー不平等は改善されない。

こうした中、各国の男女間格差を示すジェンダーギャップ指数について、初めて公表された2006年以来、日本は0.65前後で推移しており、当時80位だった世界ランクは下がり続け、2023年には146カ国中125位で過去最低となった。このことは、この20年近く、男女の格差をなくすための有効な対策を講じてこなかったことを示している。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変え、女性の権利を国際基準にする重要な一歩である。女性差別撤廃委員会は、これまで日本政府に対して選択議定書の批准を繰り返し求めてきた。

女性差別撤廃条約の締約国は、自国の条約実施状況を報告する義務がある。

今年10月には、日本政府の報告に対して8年ぶりに女性差別撤廃委員会の審議が行われる。日本が「ジェンダー平等後進国」である現状に鑑み、これを契機として、この審議までに選択議定書の批准を実現すべきである。

よって、国会及び政府においては、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

続いて、提出者の趣旨説明を求めます。植田議員。

○7番

ただいま局長のほうから意見書案を読み上げていただきました。私のほうから趣旨説明をさせていただきます。

国連で、女性差別撤廃条約制定から20年後の1999年に条約の実効性を強化するために採択された選択議定書は、権利侵害が国内では救済されない場合に、個人が国連に通報できる制度などを規定しています。世界115か国が批准する一方で、日本政府は批准を23年間見送り続けています。いつまでも決断できない日本は世界のジェンダー平等の流れからも落ちこぼれています。

意見書案の中にもあったように、ジェンダーギャップ指数世界ランクが下がりを続けてですね、昨年、2023年には146か国中125位という過去最低を記録いたしました。G7でも最下位を継続している状況ですし、東アジア・太平洋地域19か国中でも最下位となっています。

選択議定書の批准は、世界に女性差別をしていますと言っているのも同然の現状を変えるチャンスにつながります。そしてですね、国連の女性差別撤廃委員会で日本政府の報告が審議される今年の秋までに何とか批准を決定するよう、地方議会でも、今この批准を求める意見書が上がっていると聞いています。採択は3月議会でも広がり、233自治体になっているということです。ぜひこの平群町議会でも、ジェンダー平等の立場から、この意見書への御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第4号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、発議第4号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）は原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに決定いたしました。

続きます

日程第4 発議第5号 選択的夫婦別姓等、夫婦の氏に関する制度のあり方について議論の推進を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第5号

選択的夫婦別姓等、夫婦の氏に関する制度のあり方について議論の推進を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和6年6月21日

提出者 稲月敏子

賛成者 須藤啓二

〃 植田いずみ

選択的夫婦別姓等、夫婦の氏に関する制度のあり方について議論の推進を求める意見書（案）

現行民法は、婚姻時に夫婦のいずれか一方の姓（氏）を改めることとしている。しかし、社会的な信用と実績を築いてきた人が望まない改姓（氏）を余儀なくされることで、姓（氏）を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じている。また、家族のあり方も多様化し、女性活躍が推進される現代において、社会の考え方や価値観も大きく変化してきている。

政府は旧姓の通称使用の拡大に向けた取組みを進めているが、ダブルネームを使い分ける負担や管理コストの増加、個人識別の誤りのリスクを増大させるなどの問題も指摘されている。

最高裁判所大法廷は平成27年と令和3年の2度にわたり、夫婦同姓（氏）制度は「合憲」としつつも、夫婦の姓（氏）についての制度のあり方は「国会で論ぜられ、判断されるべき事項にほかならない」と判示し、「国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待する」との意見も記され、国会における議論を促している。

選択的夫婦別姓制度は「家族で同じ姓の方がよい」と考えるカップルが引き続き夫婦同姓で結婚できる一方で、必要なカップルは夫婦別姓を選べるようにするものである。これは、誰も改姓による不利益を案ずることなく、結婚・出産し、老後も法的な家族として支え合える社会を実現することにつながる。

よって、多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、これら世論の動向や最高裁判所の決定の趣旨もふまえつつ、国会及び政府の責務として制度のあり方を議論していかなければならない。

よって、本町議会は国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓等、夫婦の氏に関する制度について、社会に開かれた形で、より一層の議論を推進していくことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

続いて、提出者の趣旨説明を求めます。稲月議員。

○6番

ただいま議会事務局長により、選択的夫婦別姓等、夫婦の氏に関する制度のあり方について議論の推進を求める意見書(案)を朗読をしていただきました。私からは、この意見書案に対する提案趣旨を述べさせていただきます。

現民法下では、婚姻に際して、どちらかの姓（氏）を変更しなければならないとしております。このことで、社会生活を営む上で、通称として旧姓を使い、確認が取れないといったトラブルが多数起こったというような事例が無数にあるという報道が盛んにされているところでございます。

現在、世界を見ても、法律で夫婦同姓を強制をしているのは日本のみとなっております。いつまでも、明治時代に制定をされたこの民法にしがみついているのは、世界から遅れを取ってしまいます。夫婦同姓は日本古来からの伝統だとおっしゃる方もいらっしゃいますが、武家社会においても、女性が婚姻前の姓を名のる夫婦別姓であったということは史実でございます。これも、この考え

については事実とは異なっているのではないのでしょうか。

つい最近、6月の10日、経団連が通称使用によるトラブルが企業にとってビジネス上のリスクとなり得る事象であり、企業経営の点でも無視をすることができないとして、夫、妻、各々が希望すれば、生まれ持った姓を戸籍上の姓として名のり続けることができる制度の早期実現を求めたいと、選択的夫婦別姓へ、民法改正の早期実現を求める提言を発表されました。

もう世論はここまで来ております。誰もが自分らしく個人として十分尊重され、生活をし、社会生活が営めるように、結婚後の姓（氏）は、別姓も同姓も選択できる方向へ、国会での議論を進めるよう、平群町議会としても本意見書を採択をし、政府・国会へと求めていこうではございませんか。

皆様の御賛同を頂きますよう心からお願いを申し上げます。これをもちまして、趣旨の説明とさせていただきます。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。山田議員。

○10番

夫婦別姓に関して、私自身は反対ではございませんが、一言意見を付して賛成をしたいと思います。

グローバル化の中で、多様化が求められる社会の中で、いろいろな選択肢が必要である、これは私も同感でございます。しかし、その夫婦の同意があったとしても、出産されたときに判断できない子どもがどうするのか、そういうことも今後の大きな課題であると思います。

現に、私は再婚しましたが、子どもたちと妻の氏が違います。未成年者を養子縁組すると氏が変わる。それは変えなければならないということで、中学校、高校に進んでいくといろいろな弊害もあるということで氏が違う。それは、生活の上で何ら問題ないんですが、現実的に、銀行での手続や学校での手続の中で親子を証明してくださいと、そういった問題も多々ございます。子どもたちが、学校の中でも父と母の氏が違う、そのことは、残念ながら、今のこの日本の社会の中では、なかなかすんなりと受け入れていただける問題ではない、これが現実でございます。

これから、多様化を求められる社会の中では、今の夫婦同姓にこだわるべきではなく、いろいろな多様化の下、夫婦別姓も認めていていただける社会にしていかなければならないとは思いますが、そういった意味で、民法、また戸籍法もしっかりと同時に改正していかなければならないということを意見を申し上げまして賛成したいと思えます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第5号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思えますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第5号 選択的夫婦別姓等、夫婦の氏に関する制度のあり方について議論の推進を求める意見書（案）は原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに決定しました。

続いて

日程第5 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員の選挙につきましては、町村議会議員から選出する広域連合議会議員について、欠員が1名生じたため、町村議会議員から1名を選出することになりますが、3名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、全ての町村議会において選挙が行われることになったものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第33条第2項の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条第2項の規定に関わらず、候補者の得票数までを報告することといたします。

これより投票を行います。  
議場を閉鎖します。

#### 議場閉鎖

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。  
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、長良議員及び7番、植田議員を指名いたします。  
投票用紙を配付いたします。  
念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。  
なお、候補者名簿につきましては、お手元に既に配付していますので、参考にさせていただきたいと思っております。  
投票用紙の配付をお願いします。

#### 投票用紙配付

○議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議長

配付漏れなしと認めます。  
投票箱の点検をします。

#### 投票箱点検

○議長

投票箱は異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票をお願いいたします。局長。

#### 局長の点呼により順次投票

○議 長

投票漏れはありますか。

「なし」の声あり

○議 長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。立会人に指名いたしました4番、長良議員、7番、植田議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

開票

○議 長

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち、青木義勝君8票、松田哲子君ゼロ票、坂本博道君4票。

以上のお通りであります。

議場の閉鎖を解きます。

議場開鎖

○議 長

ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告いたします。

続きまして

日程第6 委員会の閉会中の継続調査の件  
を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のお通り、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

6月定例議会閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

6月11日より本日までの11日間の会期において、補正予算をはじめ、全体的上程案件につきまして慎重審議いただき、可決賜り、ありがとうございました。今議会におきまして議員各位から頂きました御意見、御質問等につきましては、今後の対応に十分留意しながら町政運営に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議会の初日の冒頭の挨拶の中で申し上げましたが、令和5年度の出納閉鎖の結果、一般会計におきましては、単年度収支は赤字、実質単年収支につきましては黒字決算となりましたが、平群町の財政状況はいまだ厳しい状況にあります。また、消滅可能性自治体から脱却したとはいえ、現在、少子化による人口減少、出生率の低さ、それに伴う高齢化率の上昇など、この現実を受け止めながら人口対策を講じていくことが喫緊の課題であるというふうに考えております。

賃貸住宅建設大手が行っております町の住みこちランキング2024の奈良県版のアンケートでは、平群町が昨年の10位から8位となりました。住み慣れた町で住み続けられる持続可能なまちづくりを目指してまいりたいというふうに考えております。議員各位におかれましては、なお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、大阪管区气象台は、今日、近畿地方が梅雨入りしたと見られると発表しました。平年より15日遅い梅雨入りだそうです。これから本格的な梅雨を迎えます。議員各位におかれましては、健康にくれぐれも御留意いただき、引き続き、本町発展のために御活躍を頂きますよう御祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

これをもって令和6年平群町議会第3回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 （午後 2 時 4 4 分）